

越境大気汚染・酸性雨 長期モニタリング計画

平成 14 年 3 月

平成 21 年 3 月改訂

環 境 省

目 次

1. はじめに	1
2. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングの目的	1
3. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングの実施体制	2
3.1 モニタリングの構成	2
3.2 実施機関	2
3.3 関係機関	2
4. 大気モニタリングの実施内容	3
4.1 大気モニタリングの目的	3
4.2 モニタリングの項目、頻度及び方法	3
4.2.1 湿性沈着（降水）	3
4.2.2 大気汚染物質（ガス、エアロゾル）	3
4.3 大気モニタリング地点	5
5. 生態影響モニタリングの実施内容	6
5.1 土壌・植生モニタリング	6
5.1.1 土壌・植生モニタリングの目的	6
5.1.2 モニタリングの項目、頻度及び方法	6
5.1.2.1 森林植生モニタリング	6
5.1.2.2 土壌モニタリング	7
5.1.3 モニタリング地点	7
5.1.4 モニタリング設計	9
5.2 陸水モニタリング	9
5.2.1 陸水モニタリングの目的	9
5.2.2 陸水モニタリングの項目、頻度及び方法	9
5.2.3 陸水モニタリング地点	11
5.3 その他の生態影響モニタリング	11
5.3.1 集水域モニタリング	11
5.3.2 オゾンによる植物影響	12
5.3.3 ホットスポットの抽出	12
6. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングの結果の集計、評価及び公表	13
7. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画の開始及び体制整備	13
8. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画の見直し	13

1. はじめに

東アジア地域では、大気汚染等の深刻な環境問題を抱えつつ経済が急速に発展しており、将来、酸性雨を含む越境大気汚染が深刻になることが懸念されている。

環境省（庁）は、昭和 58 年度に第 1 次酸性雨対策調査を開始し、平成 12 年度に第 4 次調査を終了するまで、大気、土壌・植生、陸水の各分野で酸性雨モニタリングを実施し、その結果、欧米並の酸性雨が見られること、冬季に日本海側で酸性成分が増加する傾向にあることなどが確認されている。また、東アジア地域において国際協調に基づく酸性雨対策を推進していくため、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）を提唱し、10 カ国が参加し、平成 10 年 4 月から試行稼働を行い、平成 13 年 1 月から本格稼働を開始したところである。

こうした背景を受け、環境省は平成 13 年度から EANET・国際協調を軸とした「酸性雨長期モニタリング」と「東アジア酸性雨対策調査研究」を推進している。

この計画は、今後、広域的かつ長期的な酸性雨モニタリングを継続的に実施していくため、環境省が酸性雨対策検討会での検討を踏まえ、我が国における中・長期的な方向を示すものとして策定したものである。

また、平成 21 年 3 月には、平成 15～19 年度のモニタリング結果を踏まえ、集水域調査の追加、湿性沈着モニタリング地点の見直し等を行うとともに、越境大気汚染問題への関心の高まりを受け、酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも対象に越境大気汚染を監視することを明確にするとの観点から、内容を一部改訂した。

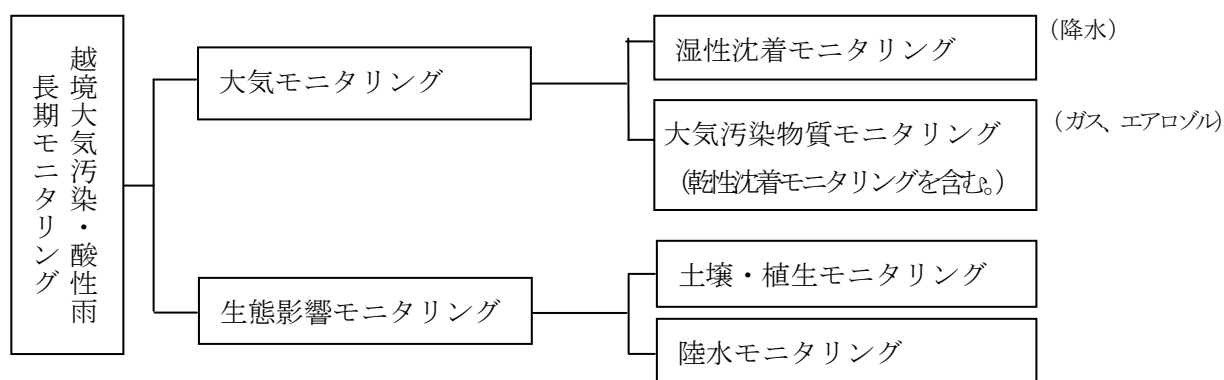
2. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングの目的

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングは、酸性雨原因物質やオゾン等大気汚染物質の長距離越境輸送や長期トレンド等を把握し、また、越境大気汚染や酸性沈着の影響の早期把握や将来の影響を予測することを目的として、EANET と密接に連携しつつ、大気モニタリング及び生態影響モニタリングを長期間実施する。

3. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングの実施体制

3.1 モニタリングの構成

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングは、「大気モニタリング」及び「生態影響モニタリング」から構成される。大気モニタリングは、降水成分を測定する「湿性沈着モニタリング」及びエアロゾル成分とガス成分を測定する「大気汚染物質モニタリング」に再区分され、後者は酸性物質の「乾性沈着モニタリング」を含む。また、生態影響モニタリングは、「土壌・植生モニタリング」及び「陸水モニタリング」に細区分される。



3.2 実施機関

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングに関する業務は、次の機関が実施する。

項目	機関
① 企画、調整	環境省 財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センター*
② サンプルング	受託地方公共団体 その他受託機関
③ 分析	受託地方公共団体 財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センター その他受託機関
④ QA/QC	財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センター
⑤ データ集計・解析・評価	環境省 財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センター

* EANET のネットワークセンターであり、我が国の国内センターに指定されている。

3.3 関係機関

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングを実施するに当たり、環境省は次の機関と必要に応じ、緊密な連絡調整を図る。

- ・ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク事務局 (UNEP/RRC.AP)
- ・ 関係省庁 (林野庁、気象庁等)
- ・ 関係地方公共団体

4. 大気モニタリングの実施内容

4.1 大気モニタリングの目的

大気モニタリングは、越境大気汚染の影響を検討し、日本国内における酸性物質及びオゾン等の大気汚染物質の濃度及び沈着実態を評価することを目的として実施する。評価する対象は、①遠隔地域に属する沿岸部・平野部、②遠隔山岳地域、③田園地域、④都市近郊山地、⑤都市地域、⑥火山等特別な自然発生源、⑦森林や陸水を含めた全生態系に対する影響とする。

4.2 モニタリングの項目、頻度及び方法

湿性沈着モニタリングについては下記 4.2.1、大気汚染物質モニタリングについては下記 4.2.2 のとおりとする。なお、降水量等の気象条件についても適宜把握するものとする。

4.2.1 湿性沈着（降水）

（1）項目

電気伝導率、pH、 SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 Cl^- 、 NH_4^+ 、 Na^+ 、 K^+ 、 Ca^{2+} 、 Mg^{2+}

（2）頻度

試料の捕集は、EANET 局及び越境大気汚染の監視を主目的とする測定局においては原則として1日ごとに行い、生態影響の監視を主目的とする測定局及びその他の局は7日ごとに行う。

（3）方法

降水時開放型捕集装置で捕集し、下表の方法で測定を行う。

項目	測定装置・方法
電気伝導率（EC）	電気伝導率計（電気伝導率セル法）
pH	pH メーター（ガラス電極法）
SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 Cl^-	イオンクロマトグラフ法
NH_4^+	イオンクロマトグラフ法または分光光度法（インドフェノール法）
Na^+ 、 K^+ 、 Ca^{2+} 、 Mg^{2+}	イオンクロマトグラフ法または原子吸光光度法

4.2.2 大気汚染物質（ガス、エアロゾル）

（1）自動測定

ア）項目

SO_2 、 O_3 、 NO_x （ NO/NO_2 または NO_x^* ）、 PM_{10} 、 $\text{PM}_{2.5}$

測定局ごとの測定項目は下記 4.1.3 のとおりとする。

イ) 頻度

連続測定とし、1時間値をとりまとめる。

ウ) 方法

自動測定装置を用いて行う。

項目	自動測定
SO ₂	紫外線蛍光法（高感度型）
O ₃	紫外線吸光法
NO _x	化学発光法（高感度型）
PM ₁₀ /PM _{2.5}	TEOM法、β線吸収法

(2) 手動測定（EANET局のみ）

ア) 項目

ガス成分濃度（SO₂、HNO₃、HCl、NH₃）

エアロゾル成分濃度（SO₄²⁻、NO₃⁻、Cl⁻、NH₄⁺、Na⁺、K⁺、Ca²⁺、Mg²⁺）

イ) 頻度

原則2週間吸引した値を測定する。ただし、ガス成分及びエアロゾル成分の濃度が高い地点では1週間吸引するものとする。

ウ) 方法

フィルターパック法により行う。

(3) 乾性沈着量

EANET局において、推定法（Inferential method）により乾性沈着量を算出する。

4.3 大気モニタリング地点

次の地点でモニタリングを行う。

	測定局	都道府県	気候区分	分類	湿性沈着	捕集頻度	フィルターバック	SO ₂	O ₃	NO _x	PM10	PM2.5	備考
1	落石岬	北海道	②北海道南東部	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○	○	EANET*1)
2	利尻	北海道	③北海道北西部	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○	○	EANET
3	札幌	北海道	〃	都市	○	7日毎			○				長期継続
4	八幡平	岩手県	⑤東北地方東部	田園	○	7日毎			○				
5	籠岳	宮城県	〃	田園	○	7日毎			○				
6	竜飛岬	青森県	⑥東北地方西部	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET
7	赤城	群馬県	⑦関東地方	田園	○	7日毎			○				首都圏影響
8	東京	東京都	〃	都市	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET
9	佐渡関岬	新潟県	⑧北陸地方	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET
10	新潟巻	新潟県	〃	田園	○	1日毎			○				
11	八方尾根	長野県	〃	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET
12	越前岬	福井県	〃	遠隔	○	1日毎		○	○				沈着量多
13	伊自良湖	岐阜県	⑨東山地方	田園	○	7日毎	○	○	○	○	○		EANET
14	京都八幡	京都府	⑩近畿地方	都市	○	7日毎			○				
15	尼崎	兵庫県	⑫瀬戸内地方	都市	○	7日毎			○				
16	大分久住	大分県	〃	田園	○	7日毎			○				
17	潮岬	和歌山県	⑬南海地方	遠隔	○	7日毎		○	○				沈着量多
18	檮原	高知県	〃	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET
19	隠岐	島根県	⑭山陰地方	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○	○	EANET
20	蟠竜湖	島根県	〃	都市	○	7日毎	○	○	○	○	○		EANET
21	対馬	長崎県	⑮山陰地方西部・北九州地方北西部	遠隔	○	1日毎		○	○				越境汚染
22	筑後小郡	福岡県	〃	田園	○	7日毎			○				
23	五島	長崎県	〃	遠隔				○	○				越境汚染
24	えびの	宮崎県	⑯九州地方南部	(遠隔)*2)	○	1日毎		○	○				火山
25	屋久島	鹿児島県	〃	遠隔	○	7日毎		○	○				世界遺産
26	辺戸岬	沖縄県	—	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET
27	小笠原	東京都	—	遠隔	○	1日毎	○	○	○	○	○		EANET

*1) EANETに登録されている局

*2) 遠隔地域に属するが桜島の影響に留意が必要。

5. 生態影響モニタリングの実施内容

5.1 土壌・植生モニタリング

5.1.1 土壌・植生モニタリングの目的

土壌・植生モニタリングは、日本の代表的な森林における土壌及び森林のベースラインデータの確立及び酸性雨による影響の早期把握を目的として実施する。

5.1.2 モニタリングの項目、頻度及び方法

森林植生モニタリングについては下記 5.1.2.1、土壌モニタリングについては下記 5.1.2.2 のとおりとする。

5.1.2.1 森林植生モニタリング

(1) 項目

ア) 必須項目

森林総合調査（毎木調査（樹種名、胸高直径、樹高）、下層植生調査）、樹木衰退度調査（衰退度観察）

イ) 選択項目

樹木衰退調査（写真による記録、衰退原因の推定）

(2) 頻度

森林総合調査（毎木調査、下層植生調査）は5年に1回、樹木衰退度調査（観察、記録、推定）は1年に1回。

(3) 方法

ア) 主に樹木への影響に着目した地域

当該林分において、森林総合調査及び樹木衰退度調査のプロット1ヶ所を設定する。

イ) EANET モニタリング地点

下記の土壌モニタリングの考え方に従って選定された2種類の土壌について、土壌・植生モニタリング手引書及び EANET 技術マニュアルに準じて、1プロットずつ設定する（計2プロット）。

ウ) 主に土壌への影響に着目した地域（土壌種と樹木生育に関するベースラインデータ蓄積のため）

下記の土壌モニタリングの考え方に従って選定された2種類の土壌について、土壌・植生モニタリング手引書及び EANET 技術マニュアルに準じて、1プロットずつ設定する（計2プロット）。

5.1.2.2 土壌モニタリング

(1) 項目及び方法

ア) 必須項目

水分含量、pH(H₂O)、pH(KCl)、交換性塩基 (Ca、Mg、K、Na)、交換酸度¹、交換性 Al 及び H、有効陽イオン交換能 (ECEC)²、炭酸塩含量 (石灰岩土壌のみ)

イ) 選択項目

全窒素含量、全炭素含量、有効態リン酸、硫酸、土壌物理特性 (密度、硬度)

ウ) 方法

項目	測定装置・方法
水分含量	オープン加熱後、秤量
pH(H ₂ O)、pH(KCl)	pH メーター (ガラス電極法)
交換性塩基 (Ca、Mg、K、Na)	酢酸アンモニウム抽出後、原子吸光光度法、ICP 発光分光法/質量分析法等
交換酸度	KCl 抽出後、滴定法
交換性 Al 及び H	同上
有効陽イオン交換能 (ECEC)	交換性陽イオンの和として算出
炭素塩含量 (石灰岩土壌のみ)	容積カルシメーター

(2) 頻度

5年に1回

(3) 方法

プロットの設定方法は、地域区分ごとに次のとおりとする。

ア) 主に樹木への影響に着目した地域 (樹木への間接的影響を評価するため)

当該林分の土壌 (1種類) において、2プロット設定する (計2プロット)。

イ) EANET モニタリング地点・主に土壌への影響に着目した地域

ベースラインデータの蓄積の意味も含め、土壌・植生モニタリング手引書及び EANET 技術マニュアルに準じ、地域内で酸性雨に対する感受性が異なる2種類の土壌を選定し、土壌理化学性の分析を実施する。各土壌種について2プロット設定する (計4プロット)。

5.1.3 モニタリング地点

土壌・植生モニタリングは、以下に示す生態系への悪影響が懸念される地域及び EANET モニタリング地点において実施する。この場合、まず、主に樹木への影響に着目した地域

¹ 交換酸度は、交換性 Al 及び H の分析操作から算出。

² 有効陽イオン交換能 (ECEC) は、交換性陽イオンの和として算出。

の選定を行い、これを補完する観点から、主に土壌への影響に着目した地域の選定を行うこととする。また、陸水モニタリング地点を念頭に置き、陸水への影響との関係に着目した地域も選定することとする（合計で20地域程度）。

区分	地域特性等	対象とする樹種(*)、 土壌種	備考 (**)	
			近隣酸性沈着 測定局	気候 区分
主に樹木への影響に 着目（天然林に着目）	知床国立公園（北海道）	トドマツ	落石	②
	支笏洞爺国立公園（北海道）	ダケカンバ	札幌	③
	十和田八幡平国立公園 （岩手県）	アオモリトドマツ	八幡平	⑤
	磐梯朝日国立公園（新潟県）	ブナ	新潟巻	⑧
	日光国立公園（栃木県）	ブナ	赤城	⑦
	中部山岳国立公園（富山県）	ブナ	八方尾根	⑧
	白山国立公園（石川県）	ブナ	越前岬	⑧
	吉野熊野国立公園（奈良県）	ブナ	潮岬	⑬
	大山隠岐国立公園（鳥取県）	ブナ	隠岐	⑭
	石鎚国定公園（高知県）	ブナ	禰原	⑬
	阿蘇くじゅう国立公園 （大分県）	ブナ	大分久住	⑫
	霧島屋久国立公園・屋久島（鹿 児島県）	スギ・照葉樹林	屋久島	⑯
主に土壌への影響に 着目	石動山・宝立山（石川県）	赤色土／褐色森林土	越前岬	⑧
	法道寺・天野山（大阪府）	黄色土／黄色系褐色 森林土	尼崎	⑫
	霜降岳・十種ヶ峰（山口県）	黄色土／黒ボク土	蟠竜湖	⑮
	香椎宮・古処山（福岡県）	赤色系褐色森林土／ 褐色森林土	筑後小郡	⑮
主に陸水への影響と の関係に着目 EANET モニタリン グ地点	伊自良湖周辺（伊自良・大和）（岐阜県）		伊自良湖	⑨
	蟠竜湖周辺（蟠竜湖・石見臨空ファクトリーパーク） （島根県）		蟠竜湖	⑭

(*) 上記「主に樹木への影響に着目した地域」において、2種類以上対象樹種が選定されている場合は、各樹種個別にプロットを設定することも検討する。

(**) 近隣酸性沈着測定局及び気候区分については、上記「4.3 大気モニタリング地点」を参考とした。

5.1.4 モニタリング設計

モニタリングは、上記項目、頻度を考慮して、以下のような設計で実施する。

- (1) 森林植生モニタリング（森林総合調査）及び土壌モニタリング：モニタリング地点を5つのグループに分け、5年周期で繰り返し実施する方法により行う。
- (2) 森林植生モニタリング（樹木衰退度調査）：対象地域において毎年実施する。

5.2 陸水モニタリング

5.2.1 陸水モニタリングの目的

陸水モニタリングは、湖沼等への酸性沈着による影響の早期把握を目的として実施する。

5.2.2 陸水モニタリングの項目、頻度及び方法

(1) 項目

- ア) 水質：(a) 水温、pH、電気伝導率 (EC)、アルカリ度 (pH4.8)、 SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 Cl^- 、 NH_4^+ 、 Na^+ 、 K^+ 、 Ca^{2+} 、 Mg^{2+} 、クロロフィル a、DO (溶存酸素)
選択項目；プランクトン
- (b) 透明度、水色、DOC、 NO_2^- 、 PO_4^{3-}
選択項目；溶存態全 Al、COD
- イ) 底質：間隙水中の NO_3^- 、 NH_4^+ 、 SO_4^{2-}
選択項目；プランクトン以外の生物、底質 (Pb、Pb-210、安定同位体-S)

(2) 頻度

- ア) 水質：上記(a)の項目については年4回（春4～5月、夏7～8月、秋10～11月、冬1～2月）、上記(b)の項目については年1回以上4回まで（原則として、春の循環期（4～5月）に実施）
- イ) 底質：5年に1回（実施については陸水モニタリング地点をグループに分け、ローリング方式で行う。）

(3) 方法

ア) 水質

項 目	測 定 装 置・方 法
電気伝導率 (EC)	電気伝導率計 (電気伝導率セル法)
pH	pH メーター (ガラス電極法)
アルカリ度	ビュレットまたは pH メーター付きデジタル・ビュレットによる滴定法
SO ₄ ²⁻ 、NO ₃ ⁻ 、NO ₂ ⁻ 、PO ₄ ³⁻ 、	イオンクロマトグラフ法 (サプレッサー付きが望ましい。) または分光光度法
Cl ⁻	イオンクロマトグラフ法または滴定法
NH ₄ ⁺	イオンクロマトグラフ法または分光光度法 (インドフェノール法)
Na ⁺ 、K ⁺ 、Ca ²⁺ 、Mg ²⁺	イオンクロマトグラフ法、原子吸光光度法/発光分光法または ICP 発光分析法/質量分析法
クロロフィル a	SCOR/UNESCO 法
DO	ウィンクラー-アジ化ナトリウム変法または隔膜電極法
透明度	セッキ円板法
水色	目視 (色見本と比較することが望ましい。)
DOC	燃焼酸化-赤外線法または湿式酸化法
プランクトン	採水法 (植物プランクトン)、ネット法 (動物プランクトン)
溶存態全 Al	原子吸光光度法または ICP 発光分析法/質量分析法
COD	100°Cにおける過マンガン酸カリウムによる酸素消費量

イ) 底質

項 目	測 定 装 置・方 法
SO ₄ ²⁻	イオンクロマトグラフ法
NO ₃ ⁻	イオンクロマトグラフ法または分光光度法
NH ₄ ⁺	イオンクロマトグラフ法または分光光度法 (インドフェノール法)
Pb	酸抽出後に黒鉛付き原子吸光光度法、ICP 発光分析法/質量分析法
堆積年代測定	Pb-210 法
S (硫黄安定同位体比)	イオン化による同位体質量分析法

5.2.3 陸水モニタリング地点

陸水モニタリングは、以下に示す地点で実施する。

	湖 沼	所 在 地	備考
1	今神御池	山形県（最上郡戸沢村）	
2	刈込湖	栃木県（日光市）	
3	双子池	長野県（南佐久郡佐久穂町）	
4	山居池	新潟県（佐渡市）	
5	大島池	石川県（金沢市等）	
6	夜叉ヶ池	福井県（南条郡南越前町）	
7	伊自良湖	岐阜県（山県市）	EANET モニタリング地点
8	沢の池	京都府（京都市）	
9	山の口ダム	山口県（萩市）	
10	蟠竜湖	島根県（益田市）	EANET モニタリング地点
11	永富池	香川県（綾歌郡綾川町）	

（注）東北北部及び北海道の湖沼については、更に選定の可能性を検討する。また、物質循環の変化が直接反映される溪流・河川により着目したモニタリングを検討する。

5.3 その他の生態影響モニタリング

5.3.1 集水域モニタリング

これまでの調査結果から、酸性化が継続していると考えられる伊自良湖集水域において、酸性沈着による影響を継続的に監視していくため、伊自良湖流入河川（釜ヶ谷川・孝洞川）のモニタリングを補強し、酸性物質の流入・流出物質収支を把握する。

集水域モニタリングの概要は以下のとおり。

調査項目	方法等	
流入量（総沈着量）の推定	降水量分布	釜ヶ谷川集水域内の標高の異なる3地点（伊自良湖酸性雨測定所を含む。）における降水量を継続観測する。
	NO ₂	伊自良湖酸性雨測定所においてパッシブサンプラー法により測定する。
	湿性沈着量	伊自良湖酸性雨測定所における湿性沈着モニタリングデータを基に、上記降水量分布を考慮して補正し、湿性沈着量を推計する。
	乾性沈着量	伊自良湖酸性雨測定所におけるフィルターパック法

		による大気汚染物質モニタリングデータ及び上記パッシブサンプラー法による NO ₂ データを基に乾性沈着量を推計する。
	総沈着量	総沈着量は上記の湿性沈着量及び乾性沈着量の和とする。
流出量の推定	流量	釜ヶ谷川の水位を連続測定し、水位・流量曲線を基に流量を推計する。
	河川水質	2 週間毎に釜ヶ谷川及び孝洞川で採取し、次の測定を行う。測定項目：水温、pH、電気伝導率 (EC)、アルカリ度 (pH4.8、グランプロット法)、SO ₄ ²⁻ 、NO ₃ ⁻ 、Cl ⁻ 、NH ₄ ⁺ 、Na ⁺ 、K ⁺ 、Ca ²⁺ 、Mg ²⁺ 、TOC、溶存態全 Al、SiO ₂
	流出量	上記の流量と河川水質を基に、2 週間毎の期間流出量を推計する。

上記の流入量及び流出量の物質収支から、当該集水域における酸性物質の負荷量を検討、評価する。また、流出特性の把握のため、必要に応じ、豪雨に伴う河川水位上昇時の集中調査、継続調査プロットにおける土壌モニタリング等を実施する。

5.3.2 オゾンによる植物影響

近年、我が国のオゾン濃度が漸増傾向にあるとともに、光化学オキシダント注意報の発令地域が広域化していることから、オゾンによる生態系への影響を監視するため、植物葉へのオゾンによる可視障害の観察や森林地域におけるパッシブサンプラー等によるオゾン濃度の簡易測定等を調査項目に追加することを検討する。

5.3.3 ホットスポットの抽出

土壌や地質の酸緩衝能が小さく、酸性沈着量の多い地域では、今後酸性化のリスクが高いと考えられる。酸性沈着の生態系への影響に特に注意が必要なホットスポットを抽出するため、大気モニタリングと生態影響モニタリングをより統合的に実施し、総合的な評価を行う。

6. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングの結果の集計、評価及び公表

毎年度のモニタリングデータは、当該年度終了後できるだけ速やかに確定・公表する。

毎年度のモニタリングデータは、5年ごとに総合的に取りまとめ、酸性雨対策検討会の審議を経て、環境省が公表する。

また、モニタリング結果の評価に当たっては、林野庁、気象庁等関係省庁及び地方公共団体のモニタリングデータの入手、活用に努めるものとする。

7. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画の開始及び体制整備

この計画は、平成 15 年度から実施するものとし、そのために必要な体制については段階的に整備していくものとする。なお、平成 21 年 3 月の改訂事項は、平成 21 年度から順次実施するものとする。

8. 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画の見直し

この計画は、将来の科学技術の進展、関連状況の変化等に応じ、酸性雨対策検討会の審議を経て、適宜必要な見直しを行うものとする。